

土浦市(指定)緩和型通所サービス単価

	サービス内容	算定項目	算定単位
イ	通所型サービス費(独自)1	事業対象者・要支援1・2 (月4回まで)	295単位 1回につき
ロ	通所型サービス費(独自)	運動器機能向上加算	225単位 1月につき

※支給限度額管理の対象

※原則は月4回までのサービス利用とするが、介護予防ケアマネジメントにより、必要性が認められるものは、月4回を超えての利用を可能とする。

また、4回を超えてのサービス利用が必要と認められる者は、要介護・要支援認定申請、区分変更等の検討を行うこと。

※利用時間は、送迎時間を除く2時間以上とする。

※運動器機能向上加算の算定要件

- ・ もっぱら機能訓練指導員の仕事に関与する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の内、いずれか1名を配置していること。
- ・ ご利用者の運動器の機能を把握し、理学療法士、介護職員、生活相談員やその他の関係者で共同して運動器機能向上計画を作成すること。
- ・ ご利用者ごとの運動器機能向上計画に基づき、理学療法士、介護職員などの関係職員が運動器の機能向上サービスを個別的に実施していること。
- ・ ご利用者の運動器機能向上計画に基づき、実施されているサービスの進捗について、定期的に記録を行っていること。
- ・ 運動器機能向上計画の状況を定期的に評価すること。
- ・ 定員超過利用、人員基準欠如による減算を受けていないこと。